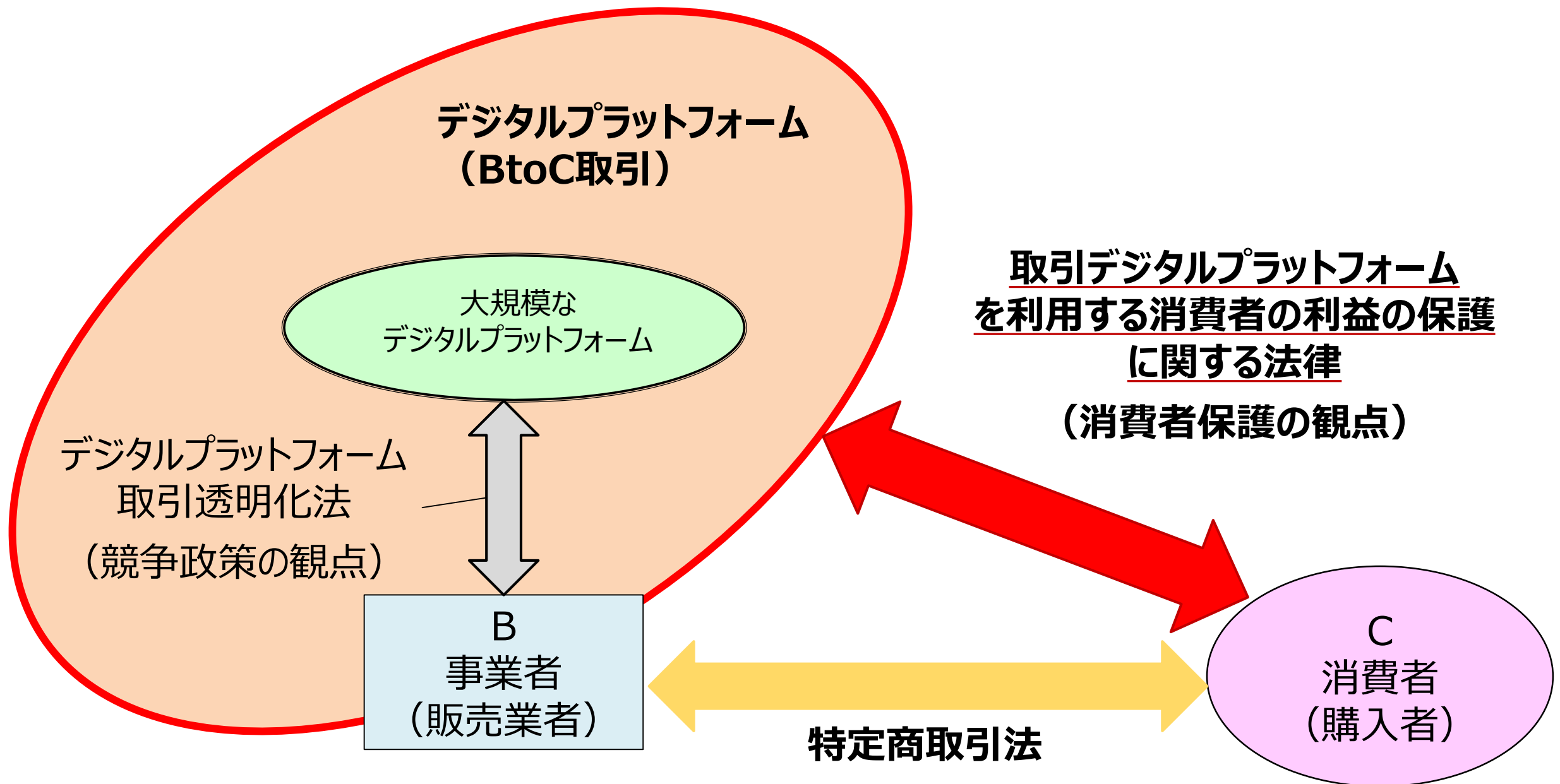


取引のデジタル化に関連する 日本の消費者法の整備状況

消費者庁新未来創造戦略本部次長 相本浩志

令和4年10月

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引（イメージ）



オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、**危険商品等の流通**や**販売業者が特定できず紛争解決が困難**となる等の問題が発生。これに対応し**消費者利益の保護を図るための新法を整備**

新法の内容

（令和3年4月28日成立、同年5月10日公布、令和4年5月1日施行）

（1）取引DPF提供者の努力義務（第3条）

- 取引DPFを利用して行われる通信販売取引（BtoC取引）の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、以下の①～③の**措置の実施**及びその**概要等の開示**についての**努力義務**（具体的内容については**指針**を策定）
 - ① 販売業者と消費者との間の**円滑な連絡を可能とする措置**
 - ② 販売条件等の表示に関し苦情の申出を受けた場合における**必要な調査等の実施**
 - ③ 販売業者に対し必要に応じ**身元確認**のための情報提供を求める

（2）商品等の出品の停止（第4条）

- 内閣総理大臣は、危険商品等（※）が出品され、かつ、販売業者が特定不能などの場合、取引DPF提供者に**出品削除等を要請**

⇒ 要請に応じたことにより販売業者に生じた損害について取引DPF提供者を免責

（※）重要事項（商品の安全性の判断に資する事項等）の表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品等

（3）販売業者に係る情報の開示請求権（第5条）

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に**必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利**を創設

※ 損害賠償請求額が一定金額以下の場合や不正目的の場合は対象外

（4）官民協議会（第6条～第9条）・申出制度（第10条）

- 国の行政機関、取引DPF提供者からなる団体、消費者団体等により構成される**官民協議会を組織し、悪質な販売業者等への対応など各主体が取り組むべき事項等を協議**
- 消費者等が内閣総理大臣（消費者庁）に対し消費者被害のおそれを申し出て適切な措置の実施を求める申出制度**を創設

※あわせて、施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案した施行後3年目途の見直しを規定

詐欺的な定期購入商法に係る法改正の概要

改正事項 1

通信販売の申込みに係る最終確認画面等において、

- ①一定の事項（※）を表示するよう義務付け
- ②契約の申込みとなることや一定の事項につき、人を誤認させるような表示を禁止

※商品等の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項等

⇒①に違反して表示すべき事項を表示しなかった場合や不実の表示をした場合、

②に違反して誤認させるような表示をした場合には、
いずれも、行政処分のみならず直罰の対象に

✗ 定期購入の条件を表示しない場合等

✗ 定期購入でないと誤認させるような表示をする場合等



改正事項 2

通信販売において広告をする際に義務付ける表示事項として以下の内容を追加

- ①申込みの期間に関する定めがある場合は、その旨とその内容
- ②役務提供契約の解除等に関する事項

改正事項 3

通信販売に係る契約の解除等を妨げるため、当該契約の解除等に関する事項等につき、
不実のことを告げる行為を禁止

⇒違反した場合には、行政処分のみならず直罰の対象に

改正事項 4

「改正事項 1」の規定に違反する表示により消費者が誤認して申込みをした場合の取消権を創設

改正事項 5

「改正事項 1」及び「改正事項 3」の規定に違反する行為を適格消費者団体の差止請求の対象に追加